

---

# 保険金等をお支払いできる場合とできない場合の事例集

---

この事例集は、保険金等をお支払いできる場合、またはお支払いできない場合の代表的な事例です。

ご契約の保険種類・特約種類・加入時期によっては、取扱いが異なる場合がありますので、実際の契約での取扱いに関しては、保険証券、ご契約のしおり、および約款等をご確認いただくか、お近くの郵便局またはかんぽコールセンターにお問い合わせください。

また、掲載している事例以外に認められる事実関係等によっても取扱いに違いが生じることがあります。

# 目次

## 1 主な特約の名称とお支払いする保険金

簡易生命保険契約にご加入のお客さまへ	
平成22年3月以前にかんぽ生命保険契約にご加入のお客さまへ	----- P.1
主な特約の名称とお支払いする保険金	----- P.2

## 2 お支払いできる事例とできない事例

事例1 告知義務違反があった場合(死亡保険金)	----- P.4
事例2 契約の消滅後に亡くなった場合や入院した場合(死亡保険金・入院保険金)	----- P.5
事例3 保障(責任)開始時前に発病した場合(入院保険金)	----- P.6
事例4 検査のための入院の場合(入院保険金)	----- P.7
事例5 支払日数限度を超過した場合(入院保険金)	----- P.8
事例6 短期間の入院の場合(入院保険金)	----- P.9
事例7 複数回入院した場合(入院保険金)	----- P.10
事例8 入院をともなわない手術等の場合(手術保険金)	----- P.11
事例9 「所定の手術」に該当する場合①(手術保険金)	----- P.12
事例10 「所定の手術」に該当する場合②(手術保険金)	----- P.13
事例11 1回のお支払いを限度とする手術の場合(手術保険金)	----- P.14
事例12 退院後に通院または療養を必要とした場合(通院療養給付金)	----- P.15
事例13 長期にわたって入院した場合(長期入院一時保険金)	----- P.16
事例14 身体障がい状態になった場合(傷害保険金)	----- P.17
事例15 重大な過失等がある場合(保険金の倍額支払)	----- P.18
事例16 病気を原因とする場合(保険金の倍額支払)	----- P.19
事例17 特定要介護状態になった場合(介護保険金)	----- P.20
事例18 重度障がいの回復の見込みがある場合(重度障がいによる保険金)	----- P.21
事例19 告知義務違反があった場合(契約者の死亡による保険料の払込免除(学資保険))	----- P.22
【ご注意ください】保障(責任)の開始時前(ご契約の効力発生前)の「病気」や「ケガ」を 原因とするとき	----- P.23
【参考】特約の種類別「手術保険金のお支払いについて」	----- P.24

# 1 主な特約の名称とお支払いする保険金

## 簡易生命保険契約にご加入のお客さまへ

この事例集で使われている用語は、かんぽ生命保険契約の用語を使用しています。かんぽ生命保険契約と簡易生命保険契約で用語が異なるものは以下のように読み替えます。

簡易生命保険契約	かんぽ生命保険契約
効力発生後	・保障(責任)開始時以後 ・契約日からその日を含めて
効力発生日	保障(責任)開始時
指定された死亡保険金受取人	特定された死亡保険金受取人
不慮の事故等	不慮の事故
特定感染症(「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律」(平成10年法律第114号)第6条第2項および第3項の感染症をいいます。基本契約の効力発生日または死亡の時期により対象となる特定感染症の範囲が異なることがあります。)	当社所定の感染症
簡易生命保険約款	普通保険約款
復活の効力発生後	復活日からその日を含めて
年ごとの効力発生応当日	年ごとの契約応当日
簡易生命保険特約簡易生命保険約款	特約条項
保険証書	保険証券

## 平成22年3月以前に かんぽ生命保険契約にご加入のお客さまへ

平成22年4月に、当社の約款および特約条項を分かりやすく改正したこと等に伴い、以下のように読み替えます。

平成22年3月以前	平成22年4月以後
重度障害による死亡保険金	重度障がいによる保険金
悪意	故意
真実	事実
異動	変更
更正	変更
起算して	その日を含めて

※ なお、変更した用語は本事例集に関するものに限ります。

# 1 主な特約の名称とお支払いする保険金

## 主な特約の名称とお支払いする保険金

ご契約(特約)の保障(責任)開始時により、特約の名称とお支払いする保険金の保障内容が異なります。  
表の数字は、[次ページの保険金の説明の番号](#)を表しています。

特約種類	保障(責任)開始時	病気				ケガ(不慮の事故等)				介護保険金	
		疾病入院保険金	手術保険金	通院療養給付金	長期入院一時保険金	傷害入院保険金	手術保険金	通院療養給付金	長期入院一時保険金		傷害保険金
傷害特約	S44.9.1~S62.8.31					④				⑫	
第一種疾病傷害特約	S49.1.1~S62.8.31	①	⑦			④	⑦			⑫	
傷害特約	S62.9.1~H5.3.31					⑤	⑧			⑫	
第一種疾病傷害特約	S62.9.1~H5.3.31	②	⑧			⑤	⑧			⑫	
第二種疾病傷害特約	S63.9.1~H5.3.31	②	⑧			⑤	⑧			⑫	⑬
健康祝金付疾病入院特約	H5.4.1~H15.3.31	②	⑧	⑩							
健康祝金付疾病傷害入院特約	H5.4.1~H15.3.31	②	⑧	⑩		⑤	⑧	⑩			
傷害入院特約	H5.4.1~H20.7.1					⑤	⑧	⑩			
疾病入院特約	H5.4.1~H20.7.1	②	⑧	⑩							
疾病傷害入院特約	H5.4.1~H20.7.1	②	⑧	⑩		⑤	⑧	⑩			
災害特約	H5.4.1~									⑫	
介護特約	H5.4.1~H22.3.31									⑫	⑬
無配当傷害入院特約	H20.7.2~					⑥	⑨		⑪		
無配当疾病傷害入院特約	H20.7.2~	③	⑨		⑪	⑥	⑨		⑪		
災害特約 (学資保険(はじめのかんぽ)用)	H26.4.2~									⑫	
無配当傷害入院特約 (学資保険(はじめのかんぽ)用)	H26.4.2~					⑥	⑨		⑪		
無配当疾病傷害入院特約 (学資保険(はじめのかんぽ)用)	H26.4.2~	③	⑨		⑪	⑥	⑨		⑪		

## 1 主な特約の名称とお支払いする保険金

### 疾病入院保険金

- ① 特約の保険期間中の病気で20日以上入院したとき、入院1日目からお支払いします。
- ② 特約の保険期間中の病気で5日以上入院したとき、入院5日目からお支払いします。
- ③ 特約の保険期間中の病気で1日以上入院したとき、入院1日目からお支払いします。

### 傷害入院保険金

- ④ 特約の保険期間中の「不慮の事故」でのケガにより3年以内に5日以上入院をしたとき、入院1日目からお支払いします。
- ⑤ 特約の保険期間中の「不慮の事故」でのケガにより3年以内に5日以上入院をしたとき、入院5日目からお支払いします。
- ⑥ 特約の保険期間中の「不慮の事故」でのケガにより3年以内に1日以上入院をしたときに入院1日目からお支払いします。

### 手術保険金

- ⑦ 入院保険金の支払われる入院の原因と同一の原因により、入院中に所定の「手術」をしたとき、手術後の入院日数に応じて、手術後の入院保険金をお支払いします（最大20日分）。
- ⑧ 入院保険金の支払われる入院の原因と同一の原因により、入院中に所定の「手術」をしたとき、手術の種類に応じて、入院保険金日額の10倍・20倍・40倍の金額をお支払いします。
- ⑨ 入院保険金の支払われる入院の原因と同一の原因により、入院中に所定の「手術」をしたとき、手術の種類に応じて、入院保険金日額の5倍・10倍・20倍・40倍の金額をお支払いします。

### 通院療養給付金

- ⑩ 特約の保険期間中の病気または「不慮の事故」でのケガにより入院し、退院後も引き続き病院もしくは診療所への通院または療養が必要となったときに、入院期間が60日以上120日未満継続した場合は特約保険金額の1%、120日以上継続した場合は特約保険金額の2%をお支払いします。

### 長期入院一時保険金

- ⑪ 1つの病気または1つの「不慮の事故」でのケガにより入院日数が継続して120日となったとき、特約保険金額の3%をお支払いします。

### 傷害保険金

- ⑫ 特約の保険期間中の「不慮の事故」でのケガにより180日以内に「身体障がいの状態」になったとき、身体障がいの状態に応じて特約保険金額の10%から100%をお支払いします。

### 介護保険金

- ⑬ 特定要介護状態が180日以上継続した場合に特約保険金額の10%をお支払いします。

## 2 お支払いできる事例とできない事例

### 事例① 告知義務違反があった場合(死亡保険金)

保険契約申込前の「慢性C型肝炎」での通院治療について、質問表(告知書)に正しい告知をせずに加入し、1年後に「慢性C型肝炎」とはまったく関係のない「胃がん」で亡くなった場合。

お支払い  
できます

保険契約申込前の「慢性C型肝炎」での通院治療について、質問表(告知書)に正しい告知をせずに加入し、1年後に「慢性C型肝炎」を原因とする「肝硬変」で亡くなった場合。

お支払い  
できません

#### 解説

- 保険契約のお申込みに際しては、健康状態について正確に告知する必要があります。
- 当社の商品を取り扱う生命保険募集人に対して、口頭で伝えても当社に告知をしたことにはなりません。
- 故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実とは違うことを告知した場合、保険金等の支払事由の発生が保障(責任)開始の日を含めて2年以内であれば、告知義務違反として契約を解除することがあります。この場合、死亡保険金のお支払いはできません。  
ただし、保険金等の支払事由が、告知義務違反による契約の解除の原因となった事実によらない場合には保険金等をお支払いします。
- 保障(責任)開始の日から2年を経過していても、保険金等の支払事由が2年以内に発生していた場合には、契約を解除することがあります。

**事例 ②** 契約の消滅後に亡くなった場合や入院した場合(死亡保険金・入院保険金)

**契約の消滅前に**

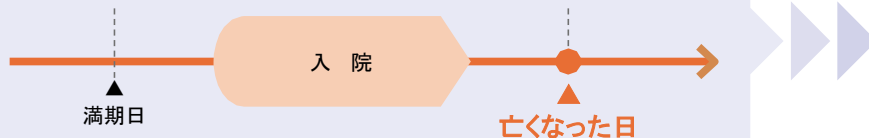
脳梗塞で亡くなった場合や入院を開始した場合。



お支払い  
できます

**契約の消滅後に**

脳梗塞で亡くなった場合や入院を開始した場合。



お支払い  
できません

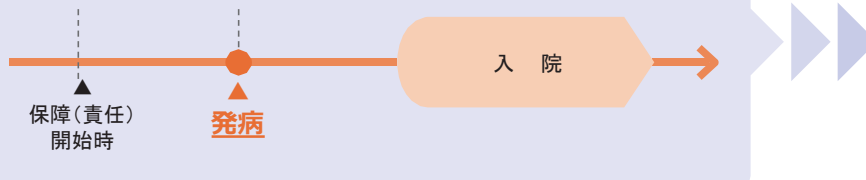
**解説**

- 死亡保険金、育英年金および死亡給付金等は保障(責任)開始時以後、契約消滅前に亡くなった場合にお支払いの対象となり、契約消滅後に亡くなった場合はお支払いの対象とはなりません。
- 病気による入院保険金は、保障(責任)開始時以後、契約消滅前に開始した入院についてお支払いの対象となり、契約消滅後に開始した入院については、契約消滅前にその病気にかかった場合でもお支払いの対象とはなりません。
- ケガによる入院保険金は、保障(責任)開始時以後、契約消滅前に不慮の事故によりケガを受け、事故の日から3年以内に開始した入院についてお支払いの対象となり、契約消滅後に不慮の事故によりケガを受け、そのケガを直接の原因として入院された場合はお支払いの対象とはなりません。
- 特約死亡保険金や傷害保険金は、保障(責任)開始時以後、契約消滅前に不慮の事故によりケガを受け、事故の日から一定期間内にそのケガにより亡くなった場合または所定の身体障がいの状態に該当した場合にお支払いの対象となり、契約消滅後に不慮の事故によりケガを受け亡くなった場合または所定の身体障がいの状態に該当した場合はお支払いの対象とはなりません。
- 保険料の払込免除は保険料払込期間中に亡くなった場合や所定の身体障がいの状態に該当した場合に保険料の払込免除の対象となり、契約消滅後に亡くなった場合や所定の身体障がいの状態に該当した場合は保険料の払込免除の対象とはなりません。
- 介護保険金および介護割増年金は、保障(責任)開始時以後に特定要介護状態となり、かつ、その特定要介護状態が契約消滅前に180日継続したときにお支払いの対象となり、特定要介護状態が180日継続したときが契約消滅後となる場合についてはお支払いの対象とはなりません。
- 契約消滅後に入院を開始した場合や所定の身体障がいの状態に該当した場合および亡くなった場合でも、保険期間中の不慮の事故でのケガを原因とし、一定の条件を満たすときは、そのケガによる入院保険金や傷害保険金、特約死亡保険金等をお支払いすることがあります。
- すでにお支払いした特約保険金の合計額がその特約のお支払いできる金額の上限に達している場合、入院保険金、傷害保険金、特約死亡保険金等のお支払いの対象とはならないことがあります。



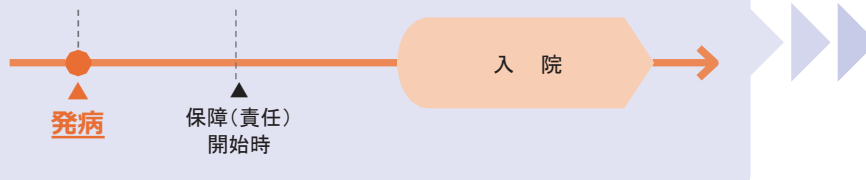
### 事例③ 保障(責任)開始時前に発病した場合(入院保険金)

保障(責任)開始時以後に発病した  
「椎間板ヘルニア」により、**入院**した場合。



お支払い  
できます

保障(責任)開始前から治療を受けていた「椎間板ヘルニア」が、  
保障(責任)開始時以後に悪化して**入院**した場合。



お支払い  
できません

#### 解説

- 入院保険金は、保障(責任)開始時以後にかかった病気または発生した不慮の事故でのケガを原因とする入院に対してお支払いします。
- 保障(責任)開始時前に発生した不慮の事故でのケガを原因とする入院は、お支払いの対象とはなりません。
- 保障(責任)開始時前にかかっていた病気を原因とする入院は、お支払いの対象とはなりません。  
ただし、当社所定の条件を満たす場合は、お支払いすることがあります。

※かんぼ生命保険契約の場合は、P.23「保障(責任)の開始時前の「病気」や「ケガ」を原因とするときを、簡易生命保険契約の場合は、P.23「ご契約の効力発生前の「病気」や「ケガ」を原因とするときを確認してください。



### 事例④ 検査のための入院の場合(入院保険金)

血便が出たため、病院で受診したところ、医師により精査が必要と判断され、検査目的で入院した場合。

お支払い  
できます

定期健康診断目的で人間ドックを受けるために入院した場合。

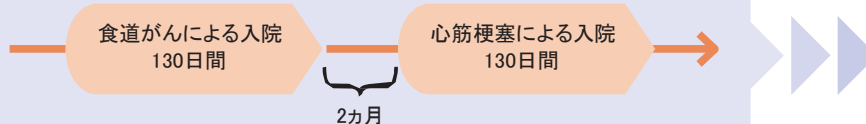
お支払い  
できません

#### 解説

- 入院保険金は、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所の収容施設に収容され、常に医師の管理下において治療に専念することを目的として、病院または診療所に入院したときにお支払いします。
- 入院保険金は、病気やケガの治療を目的として入院したときにお支払いするため、治療を直接の目的としない健康診断や人間ドック等のための入院は対象となりません。
- 身体に何らかの症状が現れ、その原因を明らかにするためにした検査のための入院は、治療を目的とする入院に含まれ、入院保険金のお支払いの対象となります。

## 事例⑤ 支払日数限度を超過した場合(入院保険金)

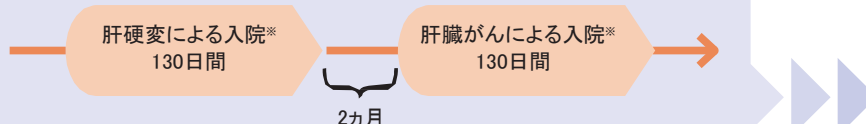
食道がんにより130日入院した後に退院し、その2カ月後に  
心筋梗塞により130日入院した場合。



食道がんによる入院について120日分お支払いします。  
心筋梗塞による入院についても120日分お支払いします。

お支払い  
できます

肝硬変により130日入院した後に退院し、その2カ月後に  
肝臓がんにより130日入院した場合。



※直接の因果関係のある2つ以上の病気は、1つの病気とみなします。

肝硬変による1回目の入院について120日分お支払いします。  
肝臓がんによる2回目の入院については、1回目の入院と通算しますので、支払  
日数の限度(120日)を超えることになり、お支払いはできません。

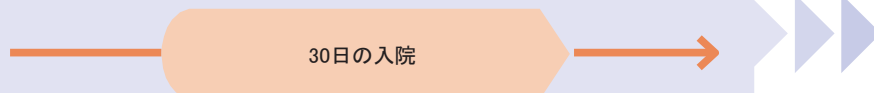
2回目の  
入院は  
お支払い  
できません

### 解説

- 入院保険金は、1つの病気または1つの不慮の事故でのケガを原因とする入院に対して、120日分を限度にお支払いします。
- 病気による入院の場合、基本契約に付加された特約により、被保険者が退院日の翌日からその日を含めて180日(無配当疾病傷害入院特約または無配当疾病傷害入院特約(学資保険(はじめのかんぽ)用)以外は1年)を経過してから再度同じ病気を原因として入院したときは、新たな病気によるものとみなして入院保険金をお支払いします。
- ケガによる入院の場合、不慮の事故の日から3年以内に開始した入院について、120日分を限度として、入院保険金をお支払いします。
- 入院保険金のお支払内容は、基本契約に付加された特約により異なります。

## 事例⑥ 短期間の入院の場合（入院保険金）

**入院期間が一定期間を超える場合。**  
 疾病傷害入院特約（5日以上入院が対象）の例



平成20年7月1日以前に加入された特約は、入院が一定期間以上ある場合、入院保険金のお支払対象となります。

**入院期間が一定期間を超えない場合。**  
 疾病傷害入院特約（5日以上入院が対象）の例



### 解説

- お支払対象となる入院期間は、以下のように特約の種類によって異なります。

特約	入院期間
傷害特約	5日以上
第一種疾病傷害特約 効力発生日が昭和62年8月以前	ケガが原因となる入院の場合は5日以上 病気が原因となる入院の場合は20日以上
第一種疾病傷害特約 効力発生日が昭和62年9月以降	5日以上
第二種疾病傷害特約	
健康祝金付疾病入院特約	
健康祝金付疾病傷害入院特約	
傷害入院特約	
疾病入院特約	
疾病傷害入院特約	

- 1つの不慮の事故によって事故の日から3年以内に2回以上入院※された場合、それぞれの入院日数が一定期間に満たなかったとしても、入院日数の合計が一定期間以上であれば入院保険金をお支払いします。
- 1つの病気によって保険期間中に2回以上入院※され、2回目以降の入院の開始日が直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて1年を経過する前である場合、それぞれの入院日数が一定期間に満たなかったとしても、入院日数の合計が一定期間以上であれば入院保険金をお支払いします。

※緊急治療のため、救急車で病院または診療所に搬入され、短期間入院された場合も対象となります。

### 事例⑦ 複数回入院した場合（入院保険金）

過去に入院保険金のお支払いがなく、1/1～1/31と4/1～4/30の入院期間が記載された診断書にてご請求された場合。

過去の請求なし

今回の請求

1/1～1/31の入院  
4/1～4/30の入院

お支払い  
できます

過去にお支払いしていないため1/1～1/31と4/1～4/30の入院期間についてお支払いします。

過去に1/1～1/31の入院期間について入院保険金をお支払いしており、その後1/1～1/31と4/1～4/30の入院期間が記載された診断書にてご請求された場合。

過去の請求

今回の請求

1/1～1/31の入院  
(お支払済)

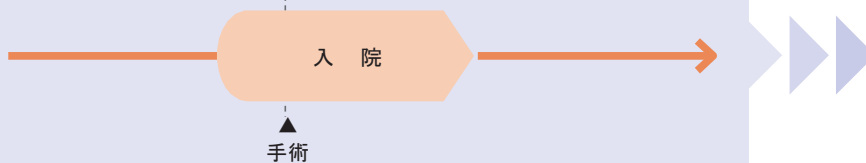
1/1～1/31の入院  
4/1～4/30の入院

1/1～  
1/31の  
入院期間は  
お支払い  
できません

過去にお支払いしている1/1～1/31の入院期間について、今後のご請求ではお支払いできません。  
過去にお支払いしていない4/1～4/30の入院期間についてはお支払いします。

### 事例⑧ 入院をともなわない手術等の場合(手術保険金)

入院をともなった所定の手術を受けた場合。



お支払い  
できます

入院をともなわない外来での手術を受けた場合。



お支払い  
できません

#### 解説

- 手術保険金は、入院保険金をお支払いできる入院期間中※に、その入院の原因となった病気または不慮の事故でのケガにより所定の手術を受けたときにお支払いします。  
※病院・診療所が発行する領収証(診療報酬明細書)に「入院(基本)料」の計上がないとき(例えば、外来手術をしたとき)は、「入院保険金をお支払いできる入院」には該当しません。
- 入院をともなわない外来での手術とは、入院をせず外来で手術のみを受けた場合等を指します。  
※「外来診療」、「回復室での処置」、「医療法に定める許可病床以外の施設での滞在」は、「入院」には含まれません。
- 入院保険金をお支払いできる入院期間の経過後もお継続して入院している場合は、その間に受けた手術についても手術保険金をお支払いします(無配当傷害入院特約、無配当疾病傷害入院特約、無配当傷害入院特約(学資保険(はじめのかんぽ)用)、無配当疾病傷害入院特約(学資保険(はじめのかんぽ)用)、健康祝金付疾病入院特約、健康祝金付疾病傷害入院特約、傷害入院特約、疾病入院特約、疾病傷害入院特約に限ります。)
- 手術保険金のお支払内容は、契約(特約)により異なります(対象となる手術例は「参考 特約の種類別」手術保険金のお支払いについて」(P.24)をお確かめください。)

## 事例⑨ 「所定の手術」に該当する場合①(手術保険金)

疾病傷害入院特約・無配当疾病傷害入院特約の場合。  
スポーツ中のアキレス腱切断による入院中に「アキレス腱縫合術」を受けた場合。

「アキレス腱縫合術」は、約款または特約条項に定める手術に該当するため手術保険金をお支払いします。

お支払い  
できます

第一種疾病傷害特約<sup>※</sup>の場合。

※昭和62年8月31日以前に効力が発生したものを指します。

スポーツ中のアキレス腱切断による入院中に「アキレス腱縫合術」を受けた場合。

「アキレス腱縫合術」は、約款に定める手術に該当しないため手術保険金をお支払いできません。

お支払い  
できません

### 解説

- 基本契約に付加された特約によって、手術保険金がお支払いできる手術とお支払いできない手術があります。
- 治療を直接の目的としない美容整形上の手術、病気を直接の原因としない不妊手術は該当しません。
- 第一種疾病傷害特約(昭和62年8月31日以前に効力が発生したもの)においては、開頭・開胸または開腹をともなう手術、もしくは肋骨・胸骨・椎骨・骨盤・脊柱管内に切除等の操作を加える手術等が対象となります。

## 事例 ⑩ 「所定の手術」に該当する場合②(手術保険金)

無配当疾病傷害入院特約の場合。

扁桃炎と診断され、その入院中に「扁桃摘出術」を受けた場合。

「扁桃摘出術」は、診療報酬点数表により手術料が算定される手術に該当するため手術保険金をお支払いします。

お支払い  
できます

第一種疾病傷害特約・疾病傷害入院特約の場合。

扁桃炎と診断され、その入院中に「扁桃摘出術」を受けた場合。

「扁桃摘出術」は、約款または特約条項に定める手術に該当しないため手術保険金をお支払いできません。

お支払い  
できません

### 解説

- 基本契約に付加された特約によって、手術保険金がお支払いできる手術とお支払いできない手術があります。
- 治療を直接の目的としない美容整形上の手術、病気を直接の原因としない不妊手術は該当しません。
- 無配当疾病傷害入院特約、無配当疾病傷害入院特約(学資保険(はじめのかんぽ)用)においては、疾病傷害入院特約のお支払対象となる手術に加え、公的医療保険制度によって保険給付の対象となる診療報酬点数表により手術料が算定される手術を対象として、手術保険金をお支払いします(当社所定の要件を満たす「手術」に該当する場合に限ります。)
- 「診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。



**事例 11** 1回のお支払いを限度とする手術の場合(手術保険金)

**【1回のお支払いを限度としない手術】**

事故による骨折で入院中に、

1回目：**大腿骨骨折観血的接合術(筋骨の手術)**

2回目：**肋骨骨折観血的接合術(筋骨の手術)**

を受けた場合。

筋骨の手術であり、それぞれの手術に対する手術保険金をお支払いします。  
(同時期(同一の日)に受けた手術は高い倍率の手術1回のみお支払いします。)

お支払い  
できます

**【1回のお支払いを限度とする手術】**

動脈硬化症で入院中に、

1回目：**経皮的冠動脈形成術(血管カテーテルによる手術)**

2回目：**四肢の血管拡張術・血栓除去術(血管カテーテルによる手術)**

を受けた場合。

お支払い  
できません

**解説**

●以下の種類の手術は、1つの病気または1つの不慮の事故でのケガを原因とする入院※につき、1回目のみお支払いします。

- ・レーザー・冷凍凝固による眼球の手術
- ・悪性新生物温熱療法
- ・新生物根治放射線照射
- ・内視鏡、血管カテーテルまたはバスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸部臓器・腹部臓器・四肢の手術
- ・衝撃波による体内結石破碎術

(注)効力発生日が昭和62年8月31日以前の傷害特約の場合、手術保険金はお支払いしません。

※1つの病気によって保険期間中に2回以上入院された場合、2回目以降の入院の開始日が直前の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日(無配当疾病傷害入院特約または無配当疾病傷害入院特約(学資保険(はじめのかんぼ)用)以外は1年)を経過する前であれば、それらの入院は1つの病気による入院とします。また、1つの不慮の事故によって2回以上入院された場合、それらの入院が事故の日から3年以内に開始されたものであれば、それらの入院は1つの不慮の事故による入院とします。

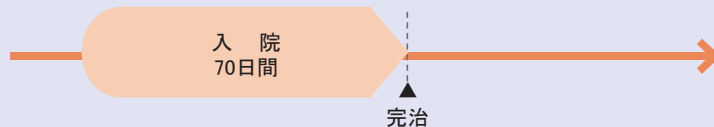
**事例 12** 退院後に通院または療養を必要とした場合(通院療養給付金)

骨折により、60日以上継続して入院し、退院後も引き続き通院を要した場合。



お支払い  
できます

骨折により60日以上継続して入院し、完治したため退院した場合。



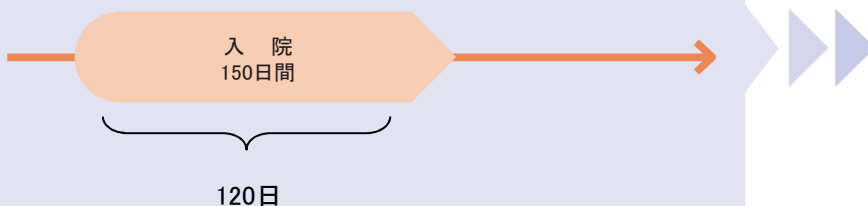
お支払い  
できません

**解説**

- 通院療養給付金は、入院が60日以上継続し、退院後も引き続き入院の原因となった病気または不慮の事故により病院もしくは診療所に通院または療養が必要となった場合にお支払いします。
- 通院療養給付金のお支払金額は、入院期間が60日以上120日未満のときは特約保険金額の1%に相当する金額、入院期間が120日以上の場合は特約保険金額の2%に相当する金額です。
- 療養とは「医師の治療を受ける」または「医師の指示に基づき静養する」ことをいいます。
- 通院療養給付金がお支払いできる特約は、現在加入できる保険には付加できません。健康祝金付疾病入院特約、健康祝金付疾病傷害入院特約、傷害入院特約、疾病入院特約、疾病傷害入院特約が対象となります(「1 主な特約の名称とお支払いする保険金」(P.2)をお確かめください。)

**事例 13** 長期にわたって入院した場合（長期入院一時保険金）

腎不全により120日以上継続して入院した場合。



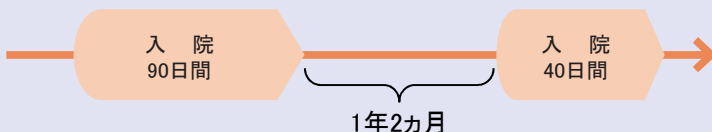
お支払い  
できます

腎不全により90日継続して入院し、2ヵ月後に再度腎不全により30日以上入院した場合。



お支払い  
できます

腎不全により90日継続して入院し、1年2ヵ月後に再度腎不全により30日以上入院した場合。



お支払い  
できません

**解説**

- 長期入院一時保険金は、無配当傷害入院特約、無配当疾病傷害入院特約、無配当傷害入院特約（学資保険（はじめのかんぽ）用）、無配当疾病傷害入院特約（学資保険（はじめのかんぽ）用）が対象となります。
- 入院保険金の支払われる入院をし、その入院期間の日数が継続して120日となったときに特約保険金額の3%をお支払いします。
- 一つの病気による2回以上の入院のうち1回の入院がその直前における入院の退院日から180日を経過した後になされたときは、その入院以後の入院は新たな病気によるものとして入院期間の日数を計算します。

## 事例 14 身体障がい状態になった場合(傷害保険金)

交通事故による脊髄損傷により、両下肢が完全に麻痺し、その後医師に回復の見込みがないと診断された場合。

お支払い  
できます

交通事故の後遺症で両膝の関節が全く曲がらなくなったが、医師に回復の見込みがあると診断された場合。

お支払い  
できません

### 解説

- 傷害保険金は、被保険者が特約の保障(責任)開始時以後に不慮の事故によりケガをし、そのケガを直接の原因として、その事故の日から180日以内に約款または特約条項に定める身体障がい状態に該当し、その身体障がいの状態が固定し、かつ回復の見込みがない場合にお支払いします。
- 約款または特約条項に定める身体障がい状態は、身体障害者福祉法等に定める身体障がい状態とは異なります。

## 事例 15 重大な過失等がある場合（保険金の倍額支払）

### 【被保険者の不注意】

被保険者がうっかりわき見運転でガードレールに衝突して亡くなった場合。

### 【被保険者の軽度の酒酔い状態での事故】

被保険者がほろ酔い状態で横断歩道を通常に歩行していて、走行中の車にはねられて亡くなった場合。

お支払い  
できます

### 【被保険者の重大な過失】

被保険者が自動車運転中、危険な行為であることを認識できる状況下であるにもかかわらず、高速道路を逆走して対向車に衝突し、亡くなった場合。

### 【被保険者の泥酔状態を原因とする事故】

被保険者が泥酔して道路で寝込んでいるところを、車にひかれて亡くなった場合。

お支払い  
できません

## 解説

●保険金の倍額支払は、被保険者が契約日からその日を含めて1年6ヵ月を経過した後に、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に亡くなったとき、または当社所定の感染症を直接の原因として亡くなったときに、支払うべき死亡保険金のほかにこれと同額\*の保険金をお支払いします。

ただし、以下の場合には、保険金の倍額支払はできません。

・約款に定める「免責事由」に該当する場合

### 【かんぽ生命保険契約】

- ① 病気(当社所定の感染症を除きます。)を直接の原因とする事故
- ② 保険契約者、被保険者または特定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失
- ③ 被保険者の犯罪行為
- ④ 被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故
- ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

### 【簡易生命保険契約】

- ① 病気(特定感染症を除きます。)を直接の原因とする事故
- ② 精神障がい中にまたは酒に酔っている間に招いた事故
- ③ 重大な過失

・復活した保険契約において、その復活日からその日を含めて6ヵ月を経過しない場合

※特別養老保険の場合には満期保険金額、2倍型終身保険または5倍型終身保険の場合には保険料払込期間満了後の死亡保険金額と同額の保険金額となります。

## 事例 16 病気を原因とする場合(保険金の倍額支払)

健康体の幼児が、パンを喉につかえさせ、呼吸困難により亡くなった場合。

お支払い  
できます

「脳卒中」の後遺症のため、嚥下(えんげ)障がいが生じている被保険者が、流動食を誤嚥して、窒息死した場合。

お支払い  
できません

### 解説

- 保険金の倍額支払は、被保険者が契約日からその日を含めて1年6ヵ月を経過した後に、不慮の事故を直接の原因としてその事故の日から180日以内に亡くなったとき、または当社所定の感染症を直接の原因として亡くなったときに、支払うべき死亡保険金のほかにこれと同額※の保険金をお支払いします。  
ただし、以下の場合には、保険金の倍額支払はできません。

・約款に定める「免責事由」に該当する場合

#### 【かんぽ生命保険契約】

- ①病気(当社所定の感染症を除きます。)を直接の原因とする事故
- ②保険契約者、被保険者または特定された死亡保険金受取人の故意または重大な過失
- ③被保険者の犯罪行為
- ④被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故
- ⑤被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑥被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故
- ⑦被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

#### 【簡易生命保険契約】

- ①病気(特定感染症を除きます。)を直接の原因とする事故
- ②精神障がい中にまたは酒に酔っている間に招いた事故
- ③重大な過失

・復活した保険契約において、その復活日からその日を含めて6ヵ月を経過しない場合

※特別養老保険の場合には満期保険金額、2倍型終身保険または5倍型終身保険の場合には保険料払込期間満了後の死亡保険金額と同額の保険金額となります。

## 事例 17 特定要介護状態になった場合(介護保険金)

脳梗塞による重度の後遺障がいによって  
常時寝たきりの状態にあり、自力での歩行が不可能で  
食事、入浴、衣服の着脱に他人の介助が必要な状態が  
180日以上継続した場合。

お支払い  
できます

脳梗塞による後遺障がいによって、  
寝たきりの状態にあったが、100日後に杖の使用により  
歩行できる状態まで回復した場合。

お支払い  
できません

### 解説

- 介護保険金は、特定要介護状態が180日以上継続し、介護保険金の支払事由が発生した日から起算して1年ごとのその日の応当する日において、特定要介護状態がなお継続している場合にお支払いします。
- 特定要介護状態とは、以下のいずれかの状態を指します。
  1. 日常生活において常時寝たきりの状態であり、日常生活動作が次のアに該当し、かつ、イからオまでのうちいずれか3つ以上に該当する状態。
    - ア 歩行できない
    - イ 排便の後始末が自分ではできない
    - ウ 食事が自分ではできない
    - エ 衣服の着脱が自分ではできない
    - オ 入浴が自分ではできない
  2. 医師により器質性認知症と診断確定され、意識障がいのない状態で、次の見当識障がいのいずれかに該当する状態。
    - ア 時間の見当識障がいがあること
    - イ 場所の見当識障がいがあること
    - ウ 人の見当識障がいがあること
- お支払いの対象となる「要介護状態」の認定基準は、公的介護保険制度における要介護認定基準とは異なります。
- 介護保険金がお支払いできる特約は、現在加入できる保険には付加できません。第二種疾病傷害特約、介護特約が対象となります（「1 主な特約の名称とお支払いする保険金」(P.2)をお確かめください。）。



**事例 18 重度障がいの回復の見込みがある場合(重度障がいによる保険金)**

事故によるケガで、両眼の損傷により失明した(障がいの状態が固定し、かつ医師に回復の見込みがないと診断された)場合。

お支払い  
できます

網膜剥離により、両眼の矯正視力が0.02以下となったものの、医師に回復の見込みがあると診断され、現在治療中である場合。

お支払い  
できません

**解説**

●重度障がいによる保険金は、保障(責任)開始時以後にかかった病気または受けたケガを原因として、被保険者の状態が約款に定める重度障がいの状態に該当し、その重度障がいの状態が固定し、かつ、回復する見込みがなくなった場合に、保険契約者からその通知を受けてお支払いします。

●約款に定める障がい状態は、身体障害者福祉法等に定める障がい状態とは異なります。

※かんぼ生命保険契約の場合は、P.23「保障(責任)の開始時前の「病気」や「ケガ」を原因とするとき」を、簡易生命保険契約の場合は、P.23「ご契約の効力発生前の「病気」や「ケガ」を原因とするとき」を確認してください。

●障がい状態をお支払い等の要件とする他の保険金等について

—重度障がいによる保険料の払込免除、重度障がいによる年金、重度障がいによる育英年金

・所定の重度障がいの状態が固定し、かつ、回復の見込みがないことがお支払い等の要件となります。

—傷害保険金(「身体障がい状態になった場合(傷害保険金)P.17」もあわせてお確かめください。)、身体障がいによる保険料の払込免除

・所定の身体障がいの状態が固定し、かつ、回復の見込みがないことがお支払い等の要件となります。

—介護保険金、介護割増年金、特定要介護状態による保険料の払込免除

・特定要介護状態が固定すること等は要件ではありませんが、その状態が180日以上継続することは要件となります。

※二回目以降の介護保険金、介護割増年金は、1年ごとにその状態がなお継続していることが要件となります。

**事例 19** 告知義務違反があった場合（保険契約者の死亡による保険料の払込免除（学資保険））

保険契約申込前の「椎間板ヘルニア」での通院治療について、質問表（告知書）に**正しい告知を行って加入**し、1年後に「**肝臓がん**」で亡くなった場合。

**払込免除  
できます**

保険契約申込前の「慢性C型肝炎」での通院治療について、質問表（告知書）に**正しい告知をせずに加入**し、1年後に「慢性C型肝炎」を**原因とする「肝硬変」**で亡くなった場合。

**払込免除  
できません**

**解説**

- 保険契約のお申込みに際しては、健康状態について正確に告知する必要があります。
- 当社の商品を取り扱う生命保険募集人に対し、口頭で伝えても告知をしたことにはなりません。
- 故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実とは違うことを告知した場合、保険料の払込免除事由の発生が保障（責任）開始の日を含めて2年以内であれば、告知義務違反として契約を解除することがあります。この場合、保険料を払込免除とすることはできません。  
ただし、保険料の払込免除事由が、告知義務違反による契約の解除の原因となった事実によらない場合には保険料を払込免除とします。
- 保障（責任）開始の日から2年を経過していても、保険料の払込免除事由が2年以内に発生していた場合には、契約を解除することがあります。
- 上記の「払込免除できません」の場合は、保険契約申込前に発病していた「慢性C型肝炎」と今回の請求原因となった「肝硬変」に因果関係があるため、保険料の払込免除はできません。



### かんぽ生命保険契約

#### 保障(責任)の開始時前の「病気」や「ケガ」を原因とするとき

- ・「重度障がいによる保険金・育英年金のお支払い」や「特約保険金のお支払い」は、その原因となる「病気」または「ケガ」が基本契約または特約の保障(責任)開始時以後に生じたことが、その要件となっています。
- ・したがって、保障(責任)の開始時より前にすでに発生していた「病気」や「ケガ」を原因とする場合には、「重度障がいによる保険金・育英年金のお支払い」や「特約保険金のお支払い」はできません。
- ・また、保障(責任)開始の日を指定した場合、指定した保障(責任)開始の日より前に死亡しても、保障(責任)開始時前であるため、死亡保険金のお支払いはできません。
- ・同様に、指定した保障(責任)開始の日より前にすでに発生していた「病気」や「ケガ」を原因とする場合には、「重度障がいによる保険金のお支払い」、「特約保険金のお支払い」や「保険料の払込免除」はできません。
- ・ただし、保障(責任)の開始時前にかかっていた「病気」であっても、以下の場合には、保障(責任)の開始時以後にかかった「病気」とみなします。

- ① 保障(責任)の開始の日を含めて2年を経過した後に、その「病気」を原因とする入院・手術をした場合  
(告知義務違反により当社が特約を解除することができることを除きます。)
- ② 契約の申込みの際に、その「病気」について告知があった場合  
(平成23年4月2日以降に保険金等の支払事由が生じたときに限ります。)
- ③ その「病気」に関して、保障(責任)の開始時前に、次の **ア** および **イ** を満たす場合  
ただし、保険契約者または被保険者がその「病気」による症状について、認識または自覚していたときを除きます。  
**ア** 医師の診察、検査、治療、投薬または指導を受けたことがないこと  
**イ** 健康診断または人間ドックの結果で異常指摘を受けたことがないこと

### 簡易生命保険契約

#### ご契約の効力発生前の「病気」や「ケガ」を原因とするとき

- ・「重度障がいによる保険金・育英年金のお支払い」や「特約保険金のお支払い」は、その原因となる「病気」または「ケガ」が基本契約または特約の効力発生後に生じたことが、その要件となっています。
- ・したがって、効力発生前にすでに発生していた「病気」や「ケガ」を原因とする場合には、「重度障がいによる保険金・育英年金のお支払い」や「特約保険金のお支払い」はできません。
- ・ただし、効力発生前にかかっていた「病気」であっても、効力発生後2年を経過した後に、その「病気」を原因とする入院・手術をした場合(告知義務違反により当社が特約を解除することができることを除きます。)は、効力発生後にかかった「病気」とみなして入院保険金、手術保険金を支払います。

## 参考 特約の種類別「手術保険金のお支払いについて」

入院保険金をお支払いできる入院期間中に、その入院の原因となった病気または不慮の事故でのケガにより所定の手術を受けたときは、手術保険金をお支払いします。手術保険金のお支払金額等は、対象となる特約により異なります。他の生命保険会社の商品に加入されている場合、各社の約款等によりお支払いできる手術の対象が異なることがありますので、詳しくは直接各社にお問い合わせください。

### 昭和62年8月31日以前に効力が発生した特約

#### ・第一種疾病傷害特約

昭和62年8月31日以前に効力が発生した「第一種疾病傷害特約」においては、「手術保険金」にかわって「手術後の入院保険金」をお支払いします（入院保険金とは別に、手術の日以後、その手術の日を含めて20日を経過するまでの入院期間について、入院保険金と同額の金額をお支払いします。）。

### 昭和62年9月1日～平成20年7月1日に保障（責任）が開始（効力が発生）した特約

- ・傷害特約
- ・第一種疾病傷害特約
- ・第二種疾病傷害特約
- ・健康祝金付疾病入院特約
- ・健康祝金付疾病傷害入院特約
- ・傷害入院特約
- ・疾病入院特約
- ・疾病傷害入院特約

### 平成20年7月2日以降に保障（責任）が開始した特約

- ・無配当傷害入院特約
- ・無配当疾病傷害入院特約
- ・無配当傷害入院特約（学資保険（はじめのかんぽ）用）
- ・無配当疾病傷害入院特約（学資保険（はじめのかんぽ）用）

手術の種類に応じ、所定の保険金額をお支払いします。

## 2 お支払いできる事例とできない事例

◆お支払いの可否は、診断書の記載内容や医療機関への確認結果によって判断します。

### 主な手術例

お支払いできる場合=○ お支払いできない場合=×

体の部位等	手術名	特約の保障(責任)開始の日		
		～昭和62年8月31日 <sup>※1</sup>	昭和62年9月1日～平成20年7月1日	平成20年7月2日～
皮膚	植皮術(25平方cm以上)	×	○	○
	植皮術(25平方cm未満)	×	×	○
	皮弁形成術(25平方cm以上)	×	○	○
	皮弁形成術(25平方cm未満)	×	×	○
	皮膚良性腫瘍摘出術	×	×	○
乳房	乳房切断術	○	○	○
	乳腺穿刺	×	×	×
	良性乳腺腫瘍摘出術	×	×	○
筋骨	アキレス腱縫合術	×	○	○
	肋骨骨折観血的手術	○	○	○
	骨盤骨切り術	○	○	○
	半月板切除術	×	○	○
	人工股関節置換術	○	○	○
	椎間板ヘルニア手術	○	○	○
呼吸器・胸部	肺部分切除術	○	○	○
	慢性副鼻腔炎根本手術	×	○	○
	扁桃摘出術	×	×	○
	縦隔腫瘍摘出術	○	○	○
	胸腺摘出術	○	○	○
循環器	経皮的冠動脈形成術	×	○ <sup>※2</sup>	○ <sup>※2</sup>
	経皮的冠動脈ステント留置術	×	○ <sup>※2</sup>	○ <sup>※2</sup>
	大動脈瘤切除術	○	○	○
	心室中隔欠損閉鎖術	○	○	○
	冠動脈バイパス移植術	○	○	○
消化器・腹部	胆のう摘出術	○	○	○
	虫垂切除術	○	○	○
	鼠径ヘルニア根治術	○	○	○
	内視鏡的大腸ポリープ切除術	×	○ <sup>※2</sup>	○ <sup>※2</sup>
	痔核硬化療法	×	×	×
	試験開腹術	○	○	○
	腹腔鏡下胆のう摘出術	×	○ <sup>※2</sup>	○ <sup>※2</sup>
	肝(部分)切除術	○	○	○
	肝移植術(受容者に限る)	○	○	○
泌尿器	腎摘出術	○	○	○
	腎生検(穿刺)	×	×	×
	腎移植術(受容者に限る)	○	○	○
	膀胱摘除術	○	○	○

## 2 お支払いできる事例とできない事例

お支払いできる場合＝○ お支払いできない場合＝×

体の部位等	手術名	特約の保障(責任)開始の日		
		～昭和62年8月31日 <sup>※1</sup>	昭和62年9月1日～平成20年7月1日	平成20年7月2日～
性器	帝王切開術	○	○	○
	子宮全摘術	○	○	○
	卵巣腫瘍切除術	○	○	○
	除睾術	○	○	○
	子宮内容除去術(人工妊娠中絶術を除く)	×	○	○
内分泌器	下垂体腫瘍摘出術	○	○	○
	腹腔鏡下副腎摘出術	×	○ <sup>※2</sup>	○ <sup>※2</sup>
	甲状腺穿刺	×	×	×
神経	脳動脈瘤クリッピング	○	○	○
	硬膜外ブロック	×	×	×
	頭蓋内血腫除去術	○	○	○
	減圧開頭術	○	○	○
	試験開頭術	○	○	○
	頭蓋内微小血管減圧術	○	○	○
	脳室ドレナージ	○	○	○
	脳室・腹腔短絡術(V-Pシャント)	○	○	○
視器	水晶体観血手術	×	○	○
	結膜縫合術	×	×	○
	眼球摘出術	○	○	○
聴器	鼓室形成術	○	○	○
	鼓膜切開術	×	×	○

※1 第一種疾病傷害特約(昭和62年8月31日以前に効力が発生したもの)においては、開頭・開胸または開腹をとまなう手術、もしくは肋骨・胸骨・椎骨・骨盤・脊柱管内に切除等の操作を加える手術、悪性新生物の摘出術がお支払いの対象となります。内視鏡、血管カテーテル、またはバスケットカテーテルによる手術は対象となりません。

※2 1つの病気または1つの不慮の事故でのケガを原因とする入院にかかるものについては、1回のお支払いを限度とします。